とする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第九条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十三号中「（昭和五十七年法律第八十号）」の下に「第九十三条第三項、」を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第十条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の項中「第五条第十項」を「第五条第十一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第五条の規定は、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に行われる療養の給付に要する費用の額、施行日以後に行われる療養に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給に要する費用の額並びに施行日以後に支給される療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに平成二十九年度以後の各年度に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による概算前期高齢者納付金の額及び確定前期高齢者納付金の額並びに概算後期高齢者支援金の額及び確定後期高齢者支援金の額並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による概算納付金の額及び確定納付金の額についての国民健康保険組合に対する補助金について適用し、施行日前に行われた療養の給付に要した費用の額、施行日前に行われた療養に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給に要した費用の額並びに施行日前に支給された療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額並びに平成二十八年度以前の各年度に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による概算前期高齢者納付金の額及び確定前期高齢者納付金の額並びに概算後期高齢者支援金の額及び確定後期高齢者支援金の額並びに介護保険法の規定による概算納付金の額及び確定納付金の額についての国民健康保険組合に対する補助金については、なお従前の例による。

（標準報酬総額の補正に関する経過措置）

第三条　第六条の規定による改正後の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の二の規定は、平成二十九年度以後の各年度における概算後期高齢者支援金に係る標準報酬総額の補正について適用する。

2　平成二十八年度以前の各年度における概算療養給付費等拠出金に係る標準報酬総額の補正については、なお従前の例による。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十九年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十九号

平成二十九年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第五項並びに第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条　平成二十九年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百四十五とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条　平成二十九年度における法第三十四条第五項の政令で定める割合は、百分の一とする。

（負担調整基準率）

第三条　平成二十九年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の五十二とする。

（特別負担調整基準率）

第四条　平成二十九年度における法第三十八条第五項の政令で定める率は、百分の四十八・三〇五七とする。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の四第三項、第二十七条の五第三項、第八十七条第六項、第九十四条第三項並びに附則第九条の三の二第八項及び第九条の四の三第一項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の四第五項及び第四十三条の五第五項（これらの規定を同法附則第十七条の四第十項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項並びに附則第十一条第四項、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。